前回までの御意見を踏まえた対策の在り方について

東京都 都民安全推進課長 渡辺

緊急に取り組むべき対策

- ・ SNS等を通じて面識のない者と実際に面会することの危険性について、都内の青少年に自分事として捉え、軽はずみな行動を控えてもらうため、普及啓発の強化が必要。
 - 一 都内の青少年に対する普及啓発の質的・量的な強化
 - 一 青少年の健全育成に携わる大人の知識・能力の向上
 - 一 ハイリスクな行動をとってしまう青少年への対応

第二回では、各委員が普及啓発の重要性について言及しつつ、

- ・ 自分事と捉えるための工夫(山本委員)
- ・ 教育現場への負担への配慮(古賀委員)
- 問題性のある者への対応(大屋委員)

等について御発言。

・ 深刻な悩みを抱える青少年への対応

ターゲティング広告の活用の可能性

ハイリスクな行動をとる青少年のスマートフォン上で、東京都がターゲティング広告を活用して直接啓発を行うことにより、危険な誘引行為を行ったり、面会の約束をしてしまう前に、それらの危険性を正しく認識してもらうことができるのではないか。

第二回大屋委員御発言(抄)

「問題性のある者への対応として、情報を増やす対応と減らす対応が考えられる。…<u>情報を増やす対応</u>についてきちんと考える方がよい。例えば、グーグルは、検索結果の調整で、各種学会のような信頼できる情報源の情報を優先的に表示できるようにアルゴリズムの調整を行っている。このようなプラットフォーマーの取組に歩調を合わせて、<u>信頼できる情報</u>源からの情報発信を強化する試みを考えるべき。」

国に対する提案等

- · SNS上の危険な誘引行為等青少年の性被害につながる予備的行為に関する法令規制
- ・ SNS事業者によるさらなる被害防止対策の促進
- → 全国的な課題であり、国において適切な検討が行われるよう、都として提案。
- ・ 推奨端末・推奨機能制度の活用

第二回では、普及啓発の重要性に加え、

- ・ 児童買春等の予備的段階に関する条例によらない規制の必要性(木村委員)
- SNS事業者等が行う技術的な対策の重要性(山本委員、吉田委員)
- 推奨端末制度の活用(上沼委員)

等について御発言。